

第6次大村市総合計画について

計画策定の趣旨と背景

基本構想については、地方自治法が平成23年に改正されたことにより、策定義務が廃止され、策定については各自治体の判断に委ねられている。本市においては、平成27年に条例を制定の上、市政をより計画的かつ効率的に運営し、本市の発展を図るための指針として、また本市における最上位の計画として、総合計画を策定している。

2025年度に第5次大村市総合計画が目標年次を迎えることから、これに続く本市のまちづくりの指針として、第6次大村市総合計画の策定を進めており、地方創生の観点から重なる部分が多い「総合戦略」と一体的に策定することとしている。

現行計画からの変更点

①直感的に読みやすいデザイン

次期総合計画は、従来以上に「読みやすさ」に配慮し、イラストや写真を効果的に取り入れることで、より多くの市民に手に取っていただける計画書を作成。

②総合計画と総合戦略を一体的に策定

総合計画と総合戦略は、どちらも計画期間が2025年度に終了することや、地方創生の観点から重なる部分が多いため、次期計画は一体的に策定。

③計画の前段に、大村市民と共に描いた「2050年のありたいまちの姿」を新たに掲載

しあわせの輪が広がるまち
おおむら 2050 (仮)



- ・私をかなえるまち
- ・健やかに暮らせるまち
- ・安全・安心を得られるまち
- ・心地よくすごせるまち
- ・にぎわいを感じられるまち
- ・みんなで作るまち

④基本構想における指針の作成と基本目標を更新

大村市の10年間の指針

つながりと挑戦で ありたいミライへ (仮)

基本目標

- 1 人を育むまちづくり
- 2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- 3 安全・安心なまちづくり
- 4 活力に満ちた産業のまちづくり
- 5 機能的で環境と調和したまちづくり
- 6 市民協働の推進と持続可能なまちづくり

⑤基本構想・基本計画の範囲の見直し

急速に変化する社会情勢や多様化する行政需要に柔軟・的確に対応するため、総合計画における「政策」を、基本構想から基本計画に変更し、基本構想は長期的な方向性を示すものとする。



⑥住基人口・国勢調査推計人口の目標を見直し

